

銀行等金融機関における金融商品の状況の開示の監査に関する実務指針

平成22年 5 月18日

日本公認会計士協会

はじめに

1．平成20年 3 月10日に企業会計基準委員会から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の改正及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「時価等開示適用指針」という。)が公表され、平成22年 3 月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることになった。

2．金融商品会計基準第40-2項においては、「(1) 金融商品の状況に関する事項」として、次の事項を注記することとされている。

金融商品に対する取組方針

金融商品の内容及びそのリスク

金融商品に係るリスク管理体制

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

3．時価等開示適用指針第 3 項(3)後段においては、前項の に関して、特に、総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数(金利や為替、株価等)の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業は、時価等開示適用指針第 4 項(1)に基づき金融商品の時価等が注記される科目について、次の 又は の事項(以下「市場リスクの定量的情報等」という。)を記載することとされている。

リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品

当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報(利用状況、算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合にはその旨及び理由などを含む。)

リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品

ア リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

イ リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報(算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合にはその旨及び理由などを含む。)。当該情報が当該企業の市場リスクの実態を適切に示していないと考えられる場合(例えば、貸借対照表日現在の

金融資産又は金融負債に関連する主要な市場リスクが、期中の当該リスクを反映していない場合)には、その旨及びそのように考える理由を追加して記載する。

金融商品を利用して又はその価値の増加によって利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行は、時価等開示適用指針第18項において、一般的に市場リスクの定量的情報等の注記が求められると想定される企業の例として挙げられている。

なお、市場リスクの定量的情報等の注記は、平成23年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができるものとされている(金融商品会計基準第41項(4)なお書き及び時価等開示適用指針第7項)。

4. 本報告は、金融商品会計基準及び時価等開示適用指針に従い、銀行等金融機関の財務諸表に記載される金融商品の状況に関する事項の注記に対する監査手続に関する実務上の指針を提供するものである。

重要な虚偽表示のリスクの評価

5. 経営者による重要な判断が必要とされる領域、又は複雑であり被監査会社においても適切に理解している者が比較的少人数である領域においては、重要な虚偽表示のリスクを生じさせる場合がある。金融商品会計基準及び時価等開示適用指針の適用による金融商品の状況に関する事項についての注記はそのような領域の一つであると考えられる。監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」第2項においては、「監査人は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクを評価するために、またリスク対応手続を立案し実施するために、内部統制を含む、企業及び企業環境について十分理解しなければならない。」とされている。
6. 銀行等金融機関における金融商品の状況に関する事項についての注記に関連する重要な虚偽表示のリスクを評価する上で、監査人が特に考慮しなければならない事項としては、例えば、銀行等金融機関が取り扱っている金融商品の内容及びそのリスク(信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスク等)が挙げられる。
- また、銀行等金融機関が内部で定めているリスク限度額及び規制当局が定めている自己資本比率の基準値との関係についても考慮することが考えられる。
7. 金融商品の状況に関する事項についての注記における重要な虚偽表示のリスクの一つとして、市場リスクの定量的情報等の開示が挙げられる。銀行等金融機関が、金融商品に係るリスク管理において、ベース・ポイント・バリュウ(例えば、金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化したときの価値の変動。以下「BPV」という。)や、バリュウ・アット・リスク(市場の変動等に基づき、今後の一定期間において、特定

の確率で、ある金融商品に生じ得る損失額の推計値。以下「VaR」という。)などの市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品については、当該分析に基づく定量的情報等を注記することになる(第3項参照)。なお、当該銀行等金融機関がさらされている市場リスクについて、VaR等による定量的分析ではなくリスクカテゴリー(金利や為替、株価等)ごとの定量的分析を利用している場合には、当該分析に基づく定量的情報等を注記することが考えられる。

8. リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品について、監査人は、市場リスクの計測及び分析を行うために経営者が採用している体制を理解する。これは、財務諸表の監査と直接関連する内部統制の理解とあわせて実施することもできる。例えば、財務諸表の監査における統制環境の理解には、銀行等金融機関のリスク管理機能のフロント・オフィスからの独立性についての理解が含まれる。
9. 市場リスクの定量的情報等の開示が導入されることで、最新の業界標準を満たすために、一部の銀行等金融機関は、市場リスクの計測及び分析等の高度化を推進しようとすることも考えられる。監査人は、それにより、定量的情報の算定方法や主な前提条件等の変更が生じる場合には、それが開示すべき情報を算定するために経営者が採用したプロセスの理解及び重要な虚偽表示のリスクの評価に及ぼす影響を検討する。
10. 一部の銀行等金融機関は、トレーディング勘定に係る市場リスクの定量的情報の算定に使用するリスク計測モデルについて、自己資本比率の算定におけるマーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデル方式を用いるために、規制当局の承認を受けている(「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)第272条、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)第250条等)。監査人は、市場リスクの定量的情報の算定に使用されるリスク計測モデルについて、銀行等金融機関が規制当局の承認を受けているかどうかを考慮する。
11. 銀行等金融機関がリスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品に関する市場リスクの定量的情報等の注記に対する監査人のアプローチは、通常、開示すべき情報を算定するために経営者が採用したプロセスの理解及び検討を基礎とするものであって、財務諸表に開示される市場リスクの定量的情報の再計算(又は独自評価若しくは第三者による評価の入手)を基礎とするものではない。しかし、経営者が採用している市場リスク計測手法や前提条件を理解するためには、リスクの

定量化に関する専門的知識が必要な場合がある。リスクの定量化に関する方法論は複雑であり、なかでもVaRモデルは特に複雑である。したがって、監査人は、監査の基本的な方針の策定プロセス及びリスク評価手続において、監査業務に従事する者が、この領域における監査証拠を入手し評価するために全体として必要とされる適切な能力、適性及び経験を保持していること、並びに十分な時間を確保できることを確かめなければならない（監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」第19項参照）。

12. 監査人は、銀行等金融機関が取り扱っている金融商品のリスクの複雑性及び専門性、リスクの程度並びに複雑な金融商品に関連するリスクの評価における固有の困難性に応じて、専門家の業務を利用するかどうかを検討しなければならない。専門家の業務を利用する場合の実務上の指針は、監査基準委員会報告書第14号「専門家の業務の利用」に示されている。

評価したリスクに対応する監査人の手続

13. 銀行等金融機関がリスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品については、監査人は、例えば以下の手続を実施することによって、経営者が採用した市場リスクの定量的情報を算定する体制が適切に運用されているかどうかを検討する。

銀行等金融機関の市場リスクの定量的情報の算定に関する内部統制を理解し、必要と認めた場合にはその運用評価手続を実施する。これは、リスク管理システムに入力されるデータ、算定プロセス及び独立した部署等によるリスク算定方法（リスク計測モデルを含む。以下、同様。）のモニタリングに関する統制手続を含む、市場リスクの計測及び分析に関する統制手続の理解とあわせて行うこともできる。銀行等金融機関が第10項に記載した規制当局の承認を申請している場合には、監査人は当該申請及び承認に関する文書を閲覧する。

銀行等金融機関の市場リスクの算定方法の変更に関する内部統制（例えば、リスク計測モデルと前提条件の変更に関する内部統制）を理解し、必要と認めた場合にはその運用評価手続を実施する。

VaRによる定量的分析を利用している金融商品については、銀行等金融機関は当該事業年度中における日々のVaRの値と対応する損益を対比し、当該期間中に損失がVaRを上回った回数を踏まえてリスク計測モデルの有効性について分析を実施する（これは、一般に「バック・テスト」と呼ばれている）。監査人は、通常、銀行等金融機関自身が実施したバック・テストに関する文書に記載されている損益の比較分析を閲覧する（トレーディング勘定に関して銀行等金融機関が第10項に記載した規制当局の承認を受けるためには、適切なバック・テストを定

期的に実施し、当該実施手続を記載した書類を作成することが要求されている。)。
また、バック・テストの結果が財務諸表に開示されている場合には、それが
事実に基づくものであることを確かめる。

注記されている金額がリスク管理上利用されている情報を基にしていることを
確かめる。

市場リスクに関する定量的分析が定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に
報告される体制が整備・運用されていることを関連資料の閲覧等により確かめる。

14. 銀行等金融機関がリスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない
金融商品についてリスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対
照表日の時価の増減額を注記する場合、監査人は、例えば以下の手続を実施すること
によって、経営者が採用した市場リスクの定量的情報を算定する体制が適切に運用さ
れているかどうかを検討する。

注記の対象となる金融商品の範囲が、貸借対照表日現在の残高の重要性のほか、
各リスク変数の変動に対する感応度の重要性を勘案して決定されているかどうか
を確かめる。

銀行等金融機関の市場リスクの定量的情報の算定に関する内部統制を理解し、そ
の評価（必要な場合には、再計算を含む。）を行う。その算定において、銀行等金
融機関の置かれた経済環境、市場環境の動向、過去の変動の推移や変動の要因等を
踏まえ、貸借対照表日後一定期間（例えば、1年程度）で合理的に変動すると見込
まれる変動幅が設定されているかどうか、いわゆるストレス・テストで想定するよ
うな異常な状況下の変動は見込まれていないかどうかを確かめる。

銀行等金融機関が、当該情報が当該企業の市場リスクの実態を適切に示していな
いと考えられる場合（例えば、貸借対照表日現在の金融資産又は金融負債に関連す
る主要な市場リスクが期中の当該リスクを反映していない場合）に該当するとして、
その旨及びそのように考える理由を追加して記載する場合（時価等開示適用指針第
3項(3)イ）には、当該理由が合理的であるかどうかを検討する。

15. 銀行等金融機関の金融商品に係る市場リスクの定量的情報は、その手法や仮定とと
もに開示されることによって、銀行等金融機関の収益性とリスクにさらされている程
度との関係が財務諸表利用者により良く理解されるようになる。例えば、収益性が向
上している場合、それは、より多くリスクを取っていることによるものかもしれない。
時価等開示適用指針第3項(3)においては、市場リスクの定量的情報の利用状況、算
定方法や主な前提条件が前年度と異なる場合にはその旨及び理由の開示を要求して
いる。したがって、監査人は、市場リスクの定量的情報の算定方法や主な前提条件等
に変更があった場合には、その内容を理解し、必要と認めた場合には運用評価手続を

実施する。

16．リスク管理上利用している市場リスクの定量的情報の算定方法は、必要が生じた時点で変更される。銀行等金融機関が独自のバック・テストングを実施している場合、この結果により、例えば、リスク算定方法、特定の前提条件及び変数等が変更されるかもしれない。市場リスクの定量的情報の算定方法や主な前提条件が変更された場合には、監査人は、市場リスクに関する定量的分析への影響を検討するとともに、当該変更及びその理由が適切に記載されているかどうかを検討する。また、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品についても、市場リスクの定量的情報の算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合には、その旨及び理由を開示することとされている点に留意する。

17．時価等開示適用指針は、リスク管理上、市場リスクの定量的分析を利用している金融商品について、当該分析に基づく定量的情報等を開示することを求めている（第3項参照）。したがって、監査人は財務諸表で開示される情報が、銀行等金融機関がリスク管理上利用している情報と「同一である」かどうかということではなく、それが、リスク管理上利用している情報を「基にしている」かどうかを検討する。例えば、銀行等金融機関は、内部で利用している詳細な情報を財務諸表の開示向けに要約することも考えられる。

開示の妥当性についての評価

18．監査人は、金融商品の状況に関する事項の注記が、全体として、銀行等金融機関の金融商品から生じるリスクとその管理体制を明瞭かつ包括的に説明するものであるかどうかを検討する。

19．時価等開示適用指針第3項(3)においては、「金融商品に係るリスク管理体制には、リスク管理方針、リスク管理規程及び管理部署の状況、リスクの減殺方法又は測定手続等が含まれる。」とされている。監査人は、財務諸表の注記として、金融商品に係るリスク管理体制に関する事実が記載されているかどうかを検討する。リスクに関するより主観的な説明は、監査対象である財務諸表に含めるべきではなく、財務諸表を含む開示書類におけるその他の記載事項に含めるべきである。

20．市場リスクの定量的情報には、リスク計測モデルに固有の重要な限界が多く存在する。例えば、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 市場リスクに関する定量的情報を算定するに当たり、経営者は多くの前提条件に基づき将来の損益変動をモデル化している。これらの前提条件や計測手法は、経営

者の判断等に基づくものである（例えば、VaRモデルを使用する場合、適切な保有期間、信頼水準及びデータ・セットに関する前提条件が置かれる。）。

- ・ VaRや感応度に基づくシナリオ分析などのリスク分析手法は、過去のデータを基にしており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係及びストレス状態にある市場流動性の水準は過去のパターンと何の関係もないかもしれないという事実を反映することはできない。
- ・ 市場リスクの定量的情報の算定方法として認められている方法は複数あるため、経営者が行う選択により、銀行等金融機関が報告する情報は大きく異なる場合がある。

21．時価等開示適用指針第19項においては、「定量的情報に関連する情報としては、算定方法や主な前提条件のほか、利用にあたっての留意点や限界等についても記載することが望ましい。」とされている。監査人は、市場リスクの定量的情報等が、その限界を理解できるよう適切に記載されているかどうかを検討する。時価等開示適用指針には明記されていないが、監査人は特に以下の事項が十分に明瞭であるかどうかについて検討する。

市場リスクのVaR等の定量的情報は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって、異なる値となる。

市場リスクのVaR等の定量的情報は、前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではない（VaRなど確率を基礎とする方法の場合には、選択された信頼区間に応じた頻度で損益が報告金額（VaR）を上回ることが想定される。）。

将来の市場の状況は、過去とは大幅に異なることがある。

22．監査人は、金融商品の状況に関する事項についての注記に関連して必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

適用

23．本報告は、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、市場リスクの定量的情報等に関する事項（第3項、第7項から第11項、第13項から第17項、第20項及び第21項）は、時価等開示適用指針第3項(3)後段が適用される事業年度の年度末に係る財務諸表の監査から適用する。

以　上